

## 令和3年度 港中学校部活動運営方針

部活動はスポーツや文化芸術等に興味・関心、能力・適性をもつ生徒が自主的、自発的に活動する場であり、本校の教育方針に基づき行う教育活動である。そのため、次のような、部活動ガイドラインを策定し、これに基づき、部活動に積極的に取り組む。

### 1 目標

- (1) 生徒の能力及び技術の向上を図るとともに、自主性、協調性、責任感、連帯感等、社会生活に必要な能力や態度を育む。
- (2) 教職員が顧問として指導に携わることで、より高い水準の技能や記録に挑戦する機会をつくり、目標をもった規律ある活動により心身の発達を促進し、豊かな人間形成につなげる。

### 2 基本方針

- (1) 各部の運営にあたっては、指導方針、指導内容、活動時間、会計処理等を明確にし、保護者及び関係諸団体との連携を図る。
- (2) 学業とのバランスを重視し、生徒が充実した学校生活・家庭生活を送ることができるように配慮した活動計画を作成する。
- (3) 顧問は生徒が主体的に活動できるよう指導・助言を行い、生徒の安全を最優先し、安全教育を重視して、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

### 3 運営

#### (1) 加入手続き

年度初めに、正式入部までの日程を設定し、全学年の生徒の加入状況を確認する。

部員名簿は部活動担当者が集約し、緊急連絡先は顧問も保管する。

部を変更する場合は、担任と顧問に届け出て、面談等により本人の意思、保護者の意向も確認し、変更のあった場合は全職員に通知する。

##### ○新入生

入学後の部活動紹介の後、部活見学・体験期間を経て、入部届を提出する。

##### ○在校生

年度初めに入部届を提出する。

※ 外部のクラブチーム（運動競技）等での活動を主とする生徒については、外部団体の所属先を学校、担任で確認し把握する。

#### (2) 活動日

各部は週2日の休養日を設定する。うち1日は土・日曜とする。なお、大会前等で休養日が設定できない週がある場合は前後4週間の範囲で調整を図る。

- (3) 平日の活動時間  
朝活動の時間は 7 時 30 分～8 時とし、放課後の活動時間と合わせて、1 日の活動時間を 2 時間程度とする。放課後の活動時間は完全下校の 15 分前までとする。完全下校の時刻は別途定める。
- (4) 休日の活動時間  
3 時間以内を原則とし、校外での活動も考慮し、開始・終了時刻は各部で定める。なお、1 日の活動時間が 3 時間を超過する日がある場合は、前後 4 週間の範囲で調整を図る。
- (5) 定期テスト中の活動時間  
定期テスト 5 日前から終了までは活動することができない。ただし、テスト終了日から 1 週間以内に大会等があり、校長が許可した場合は次の時間内で活動することができる。  
○活動時間：朝活動時間も含めて 1 日 1 時間以内
- (6) 長期休業中  
夏期・冬期・年度末・年度初休業中の活動については、休日の活動時間に準じる。
- (7) 各種大会への参加  
中体連主催大会をはじめ、各種大会への参加及び他校との練習試合等は、生徒・保護者の負担等を考慮しつつ、日頃の活動の成果を発揮できるよう計画する。
- (8) 活動計画の情報提供  
顧問は、前述の内容を踏まえた月単位の活動計画を前月 26 日までに起案し、教頭に提出する。また年間活動計画を 4 月に作成する。校長の承認後は、すみやかに生徒・保護者に情報提供する。
- (9) 活動費  
部の活動費は別途定める部活動後援会費を財源とする。なお、部費等の徴収については、校長に事前に相談したうえで、徴収の目的を明確にし、生徒・保護者の過度な負担とならないように配慮するとともに、会計報告をおこなう。
- (10) 緊急時の対応  
緊急時の対応については「学校管理下における危機管理マニュアル」に従い、迅速に対応する。

#### 4 指導上の留意点

- (1) 生徒・保護者・教職員間の報告、連絡、相談を十分に行い、信頼関係のもとで望ましい部活動運営を行う。（出欠状況や生徒相互の人間関係の把握と指導も含む）
- (2) 生徒指導部の「学校生活のきまり」に従う。
- (3) 使用する施設（部室を含む）や用具の管理を徹底し、整理整頓・環境整備に努める。
- (4) 顧問と連携・協力して主に実技指導を行う本校職員以外の部活動指導者の依頼については、必ず校長に報告のうえ承認を得る。
- (5) 感染症予防対策を必ず行い、活動すること。

#### 5 その他

本運営方針にない事項については、法令、学習指導要領、三重県及び伊勢市が定める規定・計画・ガイドライン・マニュアル等に基づき、協議・検討し、校長の承認を得る。